

放置自転車対策検討会設置要綱

平成	元年	1	1	月	1	7	日	区長決定
平成	20	年	4	月	1	日		一部改正
平成	24	年	9	月	1	8	日	一部改正
令和	6	年	4	月	1	日		一部改正
令和	8	年	4	月	1	日		一部改正

(設置目的)

第1条 自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例が施行されてから5年が経過し、駅前の放置自転車も徐々に解消しつつある。しかしながら、一部の駅においては、駐車場の確保が困難なため、依然として駅前に放置自転車が溢れている状況である。

これらの状況を踏まえ、放置自転車問題について検討するため、放置自転車対策検討会（以下(検討会)という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 自転車駐車場の確保の方法
- (2) 自転車等放置禁止区域と移送方法のあり方
- (3) 自転車駐車場の使用料のあり方
- (4) その他放置自転車に関すること

(検討会の構成)

第3条 検討会は次の職にある者をもって構成する。

政策経営部政策企画課長

同 経営戦略課長

同 財政課長

総務部総務課長

区民文化部地域振興課長

産業経済部産業振興課長

都市整備部都市計画課長

土木部土木計画・交通安全課長

2 検討会の座長は、土木部土木計画・交通安全課長とし、会務を総括する。

3 座長は、必要に応じ区関係職員その他、検討事項に関連する者の出席を求め、そ

の意見を聴くことができる。

(会 議)

第4条 検討会は、必要に応じ適宜座長が召集する。

(庶 務)

第5条 検討会の庶務は、土木部土木計画・交通安全課において処理する。

(補 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会にはかり定める。

付 則

この要綱は、平成元年11月17日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成24年9月18日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。